

環 第 354 号

平成 15 年 10 月 16 日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県知事 堂 本 暁 子

一般国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（大栄～横芝）建設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見（通知）

一般国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（大栄～横芝）建設事業に係る環境
影響評価方法書について、当該事業の内容及びその周囲の環境を踏まえ、環境
影響評価の項目並びにその調査、予測及び評価の手法について慎重に検討した
ところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

当該事業は、首都圏中央連絡自動車道の一部として、東関東自動車道と千葉
東金道路との間を連結する自動車専用道路であり、広域にわたる道路交通上の
影響が想定されます。また、事業実施区域周辺は、猛禽類の生息が確認される
などの自然環境上の特徴を有する地域です。環境影響評価の実施に当たっては、
これらの事業特性及び地域特性を踏まえて、調査、予測及び評価を行うようお
願いします。

さらに、環境影響評価の実施に当たっては、今後の調査・予測結果を基に、
環境保全措置について複数案の比較検討などを行い、環境への影響についてで
きる限り回避・低減を図るとともに、必要に応じ、事業の実施により損なわれ
る環境の有する価値を代償するための措置について検討するようお願いします。

なお、計画路線の位置及び構造等の事業特性の詳細が明らかになっていない
こと、地域特性が十分に把握されていないこと、調査、予測及び評価の手法の
詳細が明らかになっていない点が多いことなどから、今後、事業特性及び地域
特性に十分留意の上、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、より
適切な調査、予測及び評価を行うよう併せてお願いします。

記

1 環境影響評価項目について

- (1) 動物について、供用時に哺乳類等の動物が道路面に侵入し、自動車の走行により轢死して個体数が著しく減少するおそれがあることから、その影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (2) 動物について、供用時に道路照明に誘引された昆虫等の動物が道路面に落下して、自動車の走行により轢死して個体数が著しく減少するおそれがあることから、その影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (3) 大気質について、施工時の建設機械の稼働及び資材等の運搬車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (4) 大気質について、供用時に相当量の交通量が想定されていることから、自動車から排出されるベンゼンの影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (5) 低周波音について、供用時の自動車の走行により、高架部や橋梁等の構造によっては低周波音が発生するおそれがあることから、沿道の住居等への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (6) 水質について、施工時に濁水が発生するおそれがあることから、高谷川等の公共用水域への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (7) 水質について、供用時の降雨時における路面その他道路構造物からの排水により、水質汚濁のおそれがあることから、高谷川等の公共用水域への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (8) 地下水について、トンネル等の土地改変により地下水脈を分断するおそれがあることから、湧水を含む地下水への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (9) 地盤について、高谷川周辺は軟弱地盤の分布が想定されることから、盛土による地盤への影響を検討するとともに、地盤改良が行われる場合はその影響も検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

- (10) 多古町喜多大原の産業廃棄物中間処理場跡地周辺において、揮発性有機化合物による地下水汚染対策が進められていることから、土壌環境について、当該事業による影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 全般にかかわる事項

調査地域について、事業実施区域を詳細に定める際には、今後の現地調査により集落や重要な動植物などの生息区域等の回避すべきものに配慮していくとされていることから、方法書に示されている事業実施区域及びその端部から調査項目ごとに適切な範囲を設定すること。

(2) 自然環境にかかわる事項

ア トンネルその他の工事による地下水への影響を検討し、必要に応じて動植物への影響を予測・評価すること。

イ 動物相及び植物相の把握については、適切な調査ルートを設定して調査地域内の踏査を行うこと。また、調査ルートの設定については、地形、植生等の違いを網羅し、かつできる限り密に設定すること。

ウ 哺乳類及び昆虫類のトラップ調査については、地形、植生等の環境の違いに応じた生息状況を把握できるように設置するとともに、適切に把握ができるような誘引物等の設置条件及び地点ごとの設置数とすること。

エ 鳥類の調査時期について、2月下旬～4月中旬の春季を追加すること。

オ 事業実施区域近傍において、オオタカの繁殖活動が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方」(環境庁編 1996)を参考として、原則として2営業期1年半以上の調査を実施して、生息状況を把握するとともに、必要に応じて専門家の意見を聞くこと。

カ オオタカ以外の猛禽類の繁殖活動が確認された場合についても、「猛禽類保護の進め方」(環境庁編 1996)を参考として、調査を行うこと。

キ 生態系について、注目種・群集の選定に当たっては、候補となる種・群集の調査地域における生息・生育状況を踏まえ、当該事業による影響を考慮の上、適切に行うこと。

ク 予測については、客観的な評価が得られるようできる限り定量的に行うとともに、必要に応じて専門家の助言を受けること。

(3) 大気質にかかわる事項

ア 二酸化窒素や浮遊粒子状物質については、トンネルの出口付近や橋梁等の特異点では冬場の季節風や滞留条件によって、その濃度が高くなるおそれがあることに注目し、適切な手法により調査・予測・評価を行うこと。

なお、その際には、重点化を行う必要があるか否かの明確な判定基準を設定すること。

イ 供用時の大気質について、東関東自動車道とのジャンクション部を国道51号が通過していることや周辺の住居等の立地状況を考慮して、調査・予測地点を設定するとともに、ジャンクション等の特殊部については道路構造に対応した適切な手法により予測を行うこと。

ウ 建設機械の稼動における予測地点については、工事施工ヤードの敷地境界において実施すること。

エ 施工時の大気質について、環境保全に留意する施設の立地状況に応じて予測地点を追加すること。

(4) 騒音にかかわる事項

ア 供用時の騒音の予測に当たっては、道路施設の構造や周辺の住居等の形態を把握し、必要に応じて高さ方向における調査・予測も行うこと。

イ 施工時及び供用時の騒音について、環境保全に留意する施設の立地状況に応じて調査・予測地点を追加すること。

ウ 供用時の予測において、周辺の住居等の立地状況に応じて、インターチェンジ等の特殊部を予測地点に追加すること。

(5) 振動にかかわる事項

施工時及び供用時の振動について、環境保全に留意する施設の立地状況に応じて調査・予測地点を追加すること。

(6) 景観にかかわる事項

主要な眺望点として、日常生活に密着した集落等の視点場についても必要に応じて設定すること。